

令和6年4月1日

各 位

宮古市総務部契約管財課長

### 令和6年度の市営建設工事の前払金の特例等に係る契約書別記の改正について

標記について平成28年度から前払金の用途の拡大にかかる特例を実施しておりますが、令和6年度もこれを継続します。

これに伴い市営建設工事請負契約書別記の改正を行いましたので、市営建設工事の請負契約に際しては、事前に内容を確認いただいたうえで契約締結下さるようお知らせします。

#### 記

##### 1 前払金の特例措置の適用対象について

特例措置の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。

##### 2 前払金の特例措置の内容と上限について

前払金の特例措置の対象となるのは、現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）とし、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

##### 3 既に請負契約を締結している工事の前払金にかかる取扱いについて

令和6年4月1日以降において既に請負契約を締結している工事があった場合は、市と受注者で協議の上、当該請負契約における前払金の使用に係る規定を変更した場合には、特例措置を適用することができるものとします。

特例措置の適用を希望する場合には、工事名、工事場所、工期を明記した書面（任意様式）にて市担当者に申し出てください。